
北海道地球温暖化防止対策条例の 見直しについて

令和4年6月1日（水）
令和4年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会



1. 部会の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. これまでの主なご意見・・・・・・・・・・・・ 4
3. 本日までご議論いただきたい事項・・・・・・・・ 5
4. 全体論点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 – 8
5. 各論
 (再生可能エネルギー 9～ 森林保全等 14～
 ライフスタイル等 17～ 気候変動適応 21～
 その他 (ゼロカーボンの基盤づくり等) 24～)
6. 事業者アンケート結果について・・・・・・・・ 29 – 30
7. 意見交換会について・・・・・・・・・・・・ 31
8. スケジュールについて・・・・・・・・・・・・ 32

地球温暖化対策部会		主なご議論の内容
部会 これまでの	令和3年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・【国内外の情勢変化などを踏まえた条例のあり方】 ・【主な論点の整理】
	令和3年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・【排出量報告制度に関する規定】
	令和3年度 第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・【自動車使用に関する規定】 ・【機械器具に関する規定】 ・【建築物に関する規定】
部会 本日の	令和4年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・【再生可能エネルギーに関する規定】 ・【森林保全等の規定】 ・【ライフスタイル等の規定】 ・【気候変動適応の規定】 ・【その他（ゼロカーボンの基盤づくり等）】

2.これまでの主なご意見

規定分野	主なご意見
責務	<ul style="list-style-type: none">・北海道に滞在する方というのは、観光旅行者だけではなくて、ビジネスもかなり多いと思うので、「観光旅行者等」でくくらないで、ビジネスのところも明示したほうがいいのではないかと。
排出量報告制度	<ul style="list-style-type: none">・中小規模事業者への温室効果ガス排出量の簡易版の算出・任意報告制度の関係は、中小企業に過度の負担とならないような制度が必要。
排出量報告制度	<ul style="list-style-type: none">・中小規模事業者からの温室効果ガス排出量は任意の報告としておいて、負担がどの程度か分析した上で、定着度合いを見て義務化していくといった配慮が必要。
排出量報告制度	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス排出量報告制度の目標のところでは温室効果ガス削減とか再エネ導入の制度が必要であり、森林保全とか再エネ利用のところも必要。
自動車使用	<ul style="list-style-type: none">・EV充電器自体が再生可能エネルギー由来の電力でないと、環境に配慮しているといえないので、条文に再生可能エネルギー由来の文言も入れるべきではないかと。
森林保全等	<ul style="list-style-type: none">・森林によるCO2吸収量が樹齢等の事情はあるが、減少傾向にあることから、道産材の利用促進や植林の推奨が必要。
適応	<ul style="list-style-type: none">・緩和と両輪で進める適応策の推進をどのように規定していくか。緩和策と適応策の調和的になるように記載するべきではないかと。
基盤づくり	<ul style="list-style-type: none">・小・中・高校の授業で温暖化対策の必要性とか家庭での取組の事例を教育するべきではないかと。

1 5つの各論について、論点イメージを説明させていただくので、**重点的なご議論**をいただきたい。

- ①「**再生可能エネルギーに関する規定**」
- ②「**森林保全等の規定**」
- ③「**ライフスタイル等の規定**」
- ④「**気候変動適応の規定**」
- ⑤「**その他（ゼロカーボンの基盤づくり等）**」
(スライド9~28)

また、全体論点を前回同様にお示ししているので、適宜ご議論等をいただきたい。(スライド6~8)

2 事業者アンケート結果と意見交換の進め方について、ご報告させていただきます。

4.全体論点①

令和3年度第1・3回部会



- **道条例の主な規定**について、**ゼロカーボン北海道宣言**（R2）や**道の温対計画改定**（R3）、**国の温対法・計画改正**（R3）など社会情勢の変化や**条例の施行状況を考慮した課題**などを踏まえ、見直しの**主な論点**を整理しています。
- 主な論点について、他都府県条例などを参考に**規定の例**を整理しています。

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
【名称】 北海道地球温暖化防止対策条例	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゼロカーボン北海道」の使用で、全道で理念を共有することにつなげられないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に愛称を規定
【前文】 ◆2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50パーセントを削減するという 低炭素社会の目標 を記載	【R2 ゼロカーボン北海道宣言】 【R3 温対法の改正】 <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンの目的や理念・目指す姿の共有に向けてどのような規定・制度が考えられるか？ ・地域資源の持続可能な利用と地域の活力向上を図る視点をどう盛り込むか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・前文だけでなく関係条文にゼロカーボン北海道の理念（脱炭素化の定義等を含む）を明記（再エネと森林吸収源の最大限の活用 など）
【総則】 （第1条～第7条） ◆目的、道・事業者・道民の責務、観光旅行者の協力		
【地球温暖化対策推進計画等】 （第8条～第11条） ◆知事⇒地球温暖化対策推進計画の 策定義務 ◆知事⇒地球温暖化対策 指針の策定	【H30 気候変動適応法の制定】 <ul style="list-style-type: none"> ・適応計画の策定を規定すべきではないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応計画の策定に関する条文を規定
【事業活動に関する規定】 （第12条～第15条）手引きP.2～3 ◆事業者⇒温室効果ガスの排出抑制を図るための措置をとるよう 努力義務 ◆ 大規模エネルギー使用事業者 ⇒温室効果ガス排出削減等に係る 計画書・実績報告書の作成・提出義務 >知事が公表	【R3 温対法の改正】 <ul style="list-style-type: none"> ・排出量報告制度のあり方（対象事業者の規模や分野、報告項目、公表方法など） ・排出量報告のデータをどのように有効活用できるか？ ・「排出量の見える化」をどう拡げることができるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国よりも対象を広げた規模要件の規定 ・提出のデジタル化・オープンデータ化 ・報告事項に削減目標・再エネ導入量・森林吸収源の活用状況を規定 ・中小企業者向けの簡易版の算出・任意報告制度（排出量の見える化）を規定 ・報告書の内容を分析・整理し、有効なデータとして提供する仕組を規定

※他自治体等を参考に例示したもの

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
<p>【自動車使用に関する規定】 (第18条～第21条) 手引きP.4</p> <p>◆道民⇒公共交通機関等の利用や適正な運転・アイドリングストップの実践等への努力義務</p> <p>◆大規模駐車場の設置・管理者⇒アイドリングストップを促す周知義務</p> <p>◆自動車販売業者⇒新車を購入しようとする人に対し、性能情報の説明義務(レンタカー業者⇒同様の説明の努力義務)</p>	<p>【R3 国の地域脱炭素ロードマップ】</p> <p>・ライフスタイル・ビジネススタイル・社会システムの脱炭素化に向けてどのような制度が考えられるか?</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模駐車場管理者によるEV充電器の設置・表示を規定 ・自動車販売業における温対性能の説明等を規定(継続) ・次世代自動車の購入推進を規定 ・移動・物流における削減を規定(ゼロカーボンドライブ・再配達抑制・モーダルシフト等) ・コンパクトなまちづくりの推進を規定
<p>【機械器具に関する規定】 (第22,23条) 手引きP.5</p> <p>◆温室効果ガスの排出量の少ない機械器具の購入等</p> <p>◆省エネルギー性能情報の表示等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・家電量販店における説明・表示を規定(継続) ・道の取組(家庭におけるCO2排出量の見える化など)普及への協力を規定
<p>【建築物の新增築に関する取組】 (第24条～第27条) 手引きP.6</p> <p>◆建築主⇒建築物へのエネルギー使用の合理化などへの努力義務</p> <p>◆大規模建築物の新增築等を行おうとする建築主⇒新增築時における建築物環境配慮計画書等の作成・提出義務 ▶知事が公表</p>	<p>【R2 建築物省エネ法改正】</p> <p>【R3建築物木材利用促進法改正】</p> <p>・影響が長期にわたる建築物の対策強化に向けてどのような制度が考えられるか?</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築主による再エネの導入や道産木材の使用を規定 ・マンション等建築物の販売事業者による消費者への温暖化防止性能の表示と説明を規定 ・設計主から建築主へ再エネ導入の情報提供義務を規定 ・ZEB、ZEHの推進を規定

※他自治体等を参考に例示したもの

4.全体論点③

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
<p>【再生可能エネルギーに関する規定】 (第28条～第31条) 手引きP.7</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業者・道民 ⇒再生可能エネルギーの利用推進への努力義務 ◆エネルギー供給事業者 ⇒再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書の作成・提出義務 >知事が公表 	<p>【R2 ゼロカーボン北海道宣言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生エネの最大限の活用に向けてどのような制度が考えられるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気供給事業者による道内での再生エネ供給の推進を規定（地域の活性化） ・再生エネの地産地消の推進を規定 ・電気供給事業者による電力購入者への再生エネ選択の表示・説明を規定（再生エネの見える化） ・水素やバイオマスのエネルギー利用の推進を規定 ・市町村の再生エネ導入促進のための環境配慮基準の策定を規定
<p>【森林保全等の規定】（第32条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業者・道民 ⇒森林保全及び整備、道産材の利用推進への努力義務 	<p>【R2 ゼロカーボン北海道宣言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林吸収源の最大限の活用に向けてどのような規定が考えられるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林保全及び整備、道産木材の利用推進を規定（継続） ・CO2吸収源の分野を拡大して規定（農地土壌対策や藻場の造成など）
<p>【ライフスタイル等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆行事・催し物等における環境配慮の取組の促進（第7条） ◆地球温暖化防止行動の促進や行動への支援（第16条） ◆環境物品等の購入等の促進（第17条） ◆地球温暖化の防止に関する理解の促進（第33条） ◆北海道クールアース・デイ（第34条） ◆冬期・夏期における取組の推進（第35,36条） ◆地産地消の推進（第37条） 	<p>【R3 国の地域脱炭素ロードマップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイル・ビジネススタイル・社会システムの脱炭素化に向けてどのような制度が考えられるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で取り組みやすい排出量算出の推進を規定（見える化） ・廃プラ、フロンや食品ロスの排出抑制、イノベーションの推進を規定 ・ゼロカーボンツーリズムの推進を規定 ・地産地消の推進（継続）
<ul style="list-style-type: none"> ◆現条例に規定なし 	<p>【H30 適応法制定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩和と両輪で進める適応策の推進をどのように規定していくか？ ・環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、 <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素を産業の活性化につなげる ・脱炭素の基盤の強化を図ることが必要で、道として、重点的に取り組むための方向性をどのように規定していくか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、各主体の責務、計画の策定、適応センターの設置など適応の推進方を規定 ・ゼロカーボンの人づくり・地域づくり ・地域経済の活性化につなげる産業別の取組 ・排出量の見える化に関する取組 ・その他

再生可能エネルギーに関する各論（再掲）

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
<p>【再生可能エネルギーに関する規定】 （第28条～第31条）手引きP.7</p> <p>◆事業者・道民 ⇒再生可能エネルギーの利用推進への努力義務</p> <p>◆エネルギー供給事業者 ⇒再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書の作成・提出義務 > 知事が公表</p>	<p>【R2 ゼロカーボン北海道宣言】</p> <p>・再エネの最大限の活用に向けてどのような制度が考えられるか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気供給事業者による道内での再エネ供給の推進を規定（地域の活性化） ・再エネの地産地消の推進を規定 ・電気供給事業者による電力購入者への再エネ選択の表示・説明を規定（再エネの見える化） ・水素やバイオマスのエネルギー利用の推進を規定 ・市町村の再エネ導入促進のための環境配慮基準の策定を規定

※他自治体等を参考に例示したもの

国と道の温暖化対策計画

<国計画の主旨>

- ・再生可能エネルギーの最大限の導入
- ・エネルギーの面的利用の拡大
- ・電力分野の脱炭素化

<道計画の主旨>

- ・再生可能エネルギー導入促進
- ・地域での取組の推進

○国計画の主な内容

- ・再生可能エネルギーはエネルギー転換部門の**地球温暖化対策に必要不可欠**
- ・「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（「**高度化法**」）に基づき、**小売電気事業者**に、販売する電力のうち、**再エネ電力の占める割合を増加**させる

○道計画の主な内容

- ・**豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用**

道条例の報告制度（現状）

次の**特定エネルギー供給事業者**を規模要件なく対象として、再生可能エネルギーの供給量の拡大を図るため、目標や基本方針、基本方針に基づき講ずる措置等についての**計画書**や**達成状況報告書**を作成し、**知事に提出を義務づけ**。知事はそれらの**計画書等**を公表。

特定エネルギー供給事業者

小売電気事業者

一般の需要に応じ電気を小売する者

一般送配電事業者

発電事業者から受けた電気を小売電気事業者に供給する者

登録特定送配電事業者

特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する者のうち、小売供給のために登録した者

報告を求める項目	内容
再エネ供給量の目標・実績	・翌年度の再生可能エネルギー利用量・利用率の目標と前年度の達成状況
再エネ供給量の拡大に関する基本方針	・持続的発展が可能な社会の実現を目指し、環境のために役立つ新規ビジネスの発掘・推進に努める など
再エネ供給量の拡大に関する措置	・水力発電、風力発電、バイオマス発電等による調達拡大 など
その他の地球温暖化防止措置	・オフィスでの環境行動の徹底 など

- 条例の報告項目は再生可能エネルギーの**供給量の目標・実績**や基本方針など。
- 国においては、**高度化法**に基づき**一定規模以上の事業者**に対して、**報告を義務づけ**ており、**国と道への報告が一部重複**。

高度化法と道条例の報告制度比較

	高度化法	道条例
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者 ・一般送配電事業者 ・登録特定送配電事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者 ・一般送配電事業者 ・登録特定送配電事業者
規模要件	供給量5億キロワット以上	なし
報告項目	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ供給量の目標・実績 ・再エネ供給量の拡大に関する措置 ・電力の二酸化炭素排出係数実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ供給量の目標・実績 ・再エネ供給量の拡大に関する措置 ・その他の地球温暖化防止措置
公表制度	なし	あり

○法と条例の制度の主な違い

- ・道条例は、事業者に対して「**その他の地球温暖化防止措置**」を**報告項目**としており、報告内容の「**公表制度**」もあり、**高度化法の報告制度**と異なる。
- ・高度化法の規模要件に該当する事業者は、**北海道電力**などの**大規模な小売電気事業者**などが対象となっているが、**条例**では**規模要件**を**設けていない**。

5. 各論（再生可能エネルギー）について④

道と他都府県の報告制度の比較

都府県名 [最終改正]	対象事業者			報告項目														その他	
	小売電気事業者	一般送配電事業者	送配電事業者登録特定	再エネ供給量目標・実績	目標達成のための措置	温暖化防止措置	発電事業	温暖化対策の推進体制	二酸化炭素排出係数	消費者に対する再エネ利用促進の取組	電源構成	発電種別	再エネの	県内での連携	FIT電力	再エネの種類別調達量	公表		規模要件
北海道 [H26]	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
滋賀県 [R4]	○	-	-	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・県による再エネ普及の情報提供 ・再エネの地産地消の推進 ・水素エネルギーの利用の促進
大阪府 [R4]	○	-	-	○	○					○	○						○	-	R5.4.1施行 ・空白の報告項目は現在検討中
東京都 [R2]	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	-	
京都府 [R2]	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	○	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネの積極的導入 ・再エネ普及の情報提供
長野県 [R4]	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	

- **5 都府県**が**報告制度**を**規定**しており、全ての都府県で**小売電気事業者**が**対象**。
- 他都府県では、事業者からの報告項目に「**消費者に対する再エネ利用促進の取組**」や「**再エネの種類別調達量**」を**規定**。
- 報告制度の他に、**再エネの地産地消**により**地域資源の有効活用**を**促進する規定**。

再生可能エネルギーの見直しの論点（検討イメージ）

① 報告制度の意義・項目拡充について

- **道条例**では、再エネの報告制度に「**規模要件がないこと**」から、事業者を広く対象としていることに加え、「**公表を行う**」ことで、事業者の**意識喚起**や**温暖化対策の取組を広げる意義**があると考えられる。
- 事業者からの**報告項目**については、再生可能エネルギーの供給拡大を図るために「**消費者に対する再エネ利用促進の取組**」や「**電気供給量に占める道内の再エネの種類別調達量**」を**報告・公表項目**に追加することも考えられる。

② 小売電気事業者からの情報提供について

- **小売電気事業者**が、**消費者の再エネ電力の利用を促進**するため、「**再エネ比率を表示した電力メニュー**」や「**供給電力に占める再エネ割合**」等の**情報周知**に努める**規定**を加えることも考えられる。

③ 再エネの地産地消の推進について

- **地域資源**を活用したエネルギーを地域で**有効活用**する**規定**も考えられる。

森林保全等の各論（再掲）

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
【森林保全等の規定】 （第32条） ◆事業者・道民 ⇒森林保全及び整備、道産材の利用推進への努力義務	【R2 ゼロカーボン北海道宣言】 ・森林吸収源の最大限の活用に向けてどのような規定が考えられるか？	・森林保全及び整備、道産木材の利用推進を規定（継続） ・CO2吸収源の分野を拡大して規定（農地土壌対策や藻場の造成など）

※他自治体等を参考に例示したもの

国と道の温暖化対策計画、道の関連条例

<国計画の主旨>

- ・森林吸収源対策
- ・ブルーカーボンその他の吸収源に関する取組

<道条例>

- ・北海道森林づくり条例
 （森林の整備や保全の確保、地域材の利用促進等を規定）

<道計画の主旨>

- ・活力ある森林づくり
- ・道産木材の利用促進
- ・企業等と連携した森林づくり
- ・藻場・干潟の造成・保全の促進

- **全国の森林面積の22%が北海道を占め、二酸化炭素吸収源として重要な役割を果たしている。**
- **国と道の計画では、二酸化炭素吸収源として森林吸収源対策や藻場（ブルーカーボン）を規定している。**
- **北海道森林づくり条例では森林の整備や保全及び道内の地域材の利用を促進している。**

道と他都府県の森林保全等の規定の比較

都府県 市名 [最終 改正]	前文	森林の保全 及び整備	県内木材の 活用	森林の吸収 作用の情報 提供	再生・造成 の藻場の	他の主体との 連携	森林条例の 規定を起因	その他
北海道 [H26]	-	○	○	-	-	○	-	
滋賀県 [R4]	-	○	○	○	-	○	○	
群馬県 [R4]	○	○	○	○	-	○	○	
京都府 [R2]	○	○	○	-	-	-	-	・建築物及び敷地の緑化
岐阜県 [R3]	○	○	○	○	-	-	-	
徳島県 [H29]	○	○	○	○	○	○	-	・建築物及び敷地の緑化

- 温対条例制定都府県の半数以上で森林の保全、整備や木材の活用の規定が導入されている。
- 他都府県では温室効果ガスの排出の抑制を図るための「藻場の再生・造成」を規定。

森林保全等の見直しの論点（検討イメージ）

① 森林の保全や整備、木材の活用に関する規定について

全国一豊かな森林資源に恵まれ、広大な森林などの吸収源を最大限活用するため、森林の保全や整備、木材の活用について引き続き規定することが考えられる。

② 藻場（ブルーカーボン）に関する規定について

藻場・干潟といった沿岸生態系などの自然環境は、二酸化炭素を吸収し、炭素を固定する機能があることから、藻場の再生、造成等の規定を加えることも考えられる。

5. 各論（ライフスタイル等）について①

ライフスタイル等の各論（再掲）

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
<p>【その他の規定】（ライフスタイル等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆行事・催し物等における環境配慮の取組の促進（第7条） ◆地球温暖化防止行動の促進や行動への支援（第16条） ◆環境物品等の購入等の促進（第17条） ◆地球温暖化の防止に関する理解の促進（第33条） ◆北海道クールアース・デイ（第34条） ◆冬期・夏期における取組の推進（第35,36条） ◆地産地消の推進（第37条） 	<p>【R3 国の地域脱炭素ロードマップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイル・ビジネススタイル・社会システムの脱炭素化に向けてどのような制度が考えられるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で取り組みやすい排出量算出の推進を規定（見える化） ・廃プラ、フロンや食品ロスの排出抑制、イノベーションの推進を規定 ・ゼロカーボンツーリズムの推進を規定 ・地産地消の推進（継続）

※他自治体等を参考に例示したもの

国と道の温暖化対策計画

<国計画の主旨>

- ・脱炭素型ライフスタイルへの転換
- ・省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進
- ・徹底的なエネルギー管理の実施

<道計画の主旨>

- ・省エネルギー設備の普及とエネルギー利用の効率化の促進
- ・省エネルギーの意識や行動の定着
- ・脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- ・地産地消の促進

- 本道では**排出量に占める家庭部門**での割合は**全国に比べて高い**(全国14.5%道22.9%)。
- 家庭部門**での排出量の更なる削減に向けて、**脱炭素型ライフスタイルへの転換**を進めていく必要。

道条例の現行規定について

- **（行事・催し物等における環境配慮の取組の促進）**
 - ・事業者及び道民は、行事等の開催では、エネルギーの消費等の発生等を低減するよう努める。
- **（地球温暖化防止行動の促進）**
 - ・道民は地球温暖化防止に資するための温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を行うよう努める。
- **（環境物品等の購入等の促進）**
 - ・事業者及び道民は、温室効果ガスの排出抑制等を図るため、物品等の提供を受ける場合に、環境物品等を選択するよう努める。
- **（冬期・夏期取組の推進）**
 - ・暖房する場合は、室内気温を20度以下とすることや、夏期の早朝の時間帯を活用する取組を進めるよう努める。
- **（地産地消の推進）**
 - ・道は、温室効果ガスの排出抑制のため、木製品の製造、加工、流通や販売等を行う事業者に対し、道内で生産された農林水産物の積極的な消費を促進するよう努める。

国の規定について

- **温対法（国民の責務）**
 - ・国民は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努める
 - ・国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力
 - **温対計画（脱炭素型ライフスタイルへの転換）**
 - ・地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や省エネルギー・脱炭素型の製品への買換えなどを推進
 - ・脱炭素社会にふさわしい社会経済システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進
- 道民や事業者の脱炭素型ライフスタイル等への転換に向けて、意識改革や行動変容を促進していくためには、どのような規定が考えられるか。

5. 各論（ライフスタイル等）について③

道と他府県のライフスタイル等の規定の比較

※△：努力義務

都府県 市名 [最終 改正]	エネルギー （排出量） 使用量把握	冷暖房時の 温度	製品サービス の排出量 見える化	カーボン クレジット オフセット	廃棄物の 発生抑制	地産地消	食品ロス削減	エネルギー消費	その他
北海道 [H26]	-	△	-	-	-	△	-	-	・冷房時の温度のみ規定 ・農林水産物の地産地消を規定
滋賀県 [R4]	△	△	△	△	△	△	-	-	・エネルギーの地産地消も規定
群馬県 [R4]	△	-	-	-	-	△	△	△	・エネルギーの地産地消も規定
京都府 [R2]	△	-	-	-	△	-	-	-	
岐阜県 [R3]	△	-	-	-	△	-	-	-	
長野県 [R4]	-	-	-	-	-	-	-	△	・プラ資源循環、廃棄抑制の推進 ・産業イノベーションの創出促進
徳島県 [H29]	△	△	△	△	△	△	△	-	・生活様式等の転換 ・先導的な技術の研究開発 ・エネルギーの地産地消も規定

○ 4府県が「**エネルギー使用量（温室効果ガスの排出量）の把握**」、「**廃棄物の発生抑制**」を規定。

○ 他都府県では、冷暖房時の温度や農林水産物の他に**エネルギーも含めた地産地消**を規定。

ライフスタイルの見直しの論点（検討イメージ）

① エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の見える化について

脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けて、道民一人ひとりの意識改革や行動変容を促すため、道民や事業者のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の把握する規定も考えられる。

② 廃棄物の発生の抑制について

道民や事業者は、日常生活や事業活動における廃棄物の発生の抑制等に努める規定も考えられる。

③ 再エネの地産地消の推進について（再掲）

地域資源を活用したエネルギーを地域で有効活用する規定も考えられる。

5. 各論（気候変動適応）について①

気候変動適応の各論（再掲）

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
◆現条例に規定なし	【H30 適応法制定】 ・緩和と両輪で進める 適応策の推進 をどのように規定していくか？	・目的、各主体の責務、計画の策定、適応センターの設置など 適応の推進方策を規定

※他自治体等を参考に例示したもの

道の適応策の推進に関する基本方向

1 本道の強みを活かす適応の取組の推進

- 次の4つの分野について重点的な取組を推進
 - 自然環境
 - 産業
 - 自然災害
 - 生活・健康

2 情報や知見の収集、適応策の検討

- 科学的知見の充実や、気候変動の影響等に関する情報収集・提供や本道における適応策の検討

3 道民や事業者等の理解の促進

- 対象者や事業種別等を踏まえた普及啓発や情報提供を推進
- 「気候リスク管理」と「適応ビジネス」の推進

4 推進体制の充実・強化

- 地域気候変動適応センター機能の確保、国の気候変動適応センターと連携した情報収集や提供、技術的助言
- 国の気候変動適応広域協議会への参加

- 適応策の実効性を高めるために**2018年6月**に**気候変動適応法**を制定。
- 本道の地域特性や社会情勢に応じて適応に関する施策を推進するために**2020年3月**に**気候変動適応計画**を策定。
- 気候変動対策に「**緩和**」と「**適応**」の**両輪で推進**するため、適応策の推進について条例に規定する必要性が考えられる。

5. 各論（気候変動適応）について②

道と他都府県の適応に係る規定の比較

都府県 市名 [最終 改正]	前文	目的	計画策定	気候変動適応 センター	県による適応 施策の推進	調査研究	情報提供	その他
北海道 [H26]	-	-	-	-	-	-	-	・ 現行条例に規定なし
滋賀県 [R4]	-	-	-	○	○	○	○	
群馬県 [R4]	-	○	○	○	○	-	-	・ 事業者、県民に役割を規定
京都府 [R2]	○	-	-	-	○	-	○	・ 府、事業者、府民、観光旅行者に責務を規定
岐阜県 [R3]	○	○	○	○	○	-	○	・ 条例の名称に適応を記載（岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例） ・ 県、事業者、県民に責務を規定
徳島県 [H29]	-	-	-	-	○	○	○	・ 県、事業者、県民、一時滞在者に責務や協力を規定

○**県による適応施策の推進**は**8都府県**で規定。

○地域における「適応」の取組の推進に向けて、情報の収集・分析や提供等の役割を担う**気候変動適応センター**の**設置**は**3県**で規定。

気候変動適応の論点（検討イメージ）

気候変動適応について

- 国では気候変動適応法が制定され、道でも気候変動適応計画を策定し、気候変動対策は「緩和」と「**適応**」の**両輪**で推進するために、他府県の条例を踏まえ、「**気候変動適応**」についての**規定が考えられる**。
- 北海道気候変動適応センターは、ゼロカーボン北海道を目指すにあたり重要な役割を担っており、**適応センターの設置**について**条例への規定が考えられる**。

ポイント・論点

- **環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現**
- **脱炭素を産業の活性化につなげる**
- **脱炭素の基盤の強化を図る**

そのためには、 **どのような規定が必要か。**

- ✓ **ゼロカーボンの人づくり・地域づくり**
- ✓ **地域経済の活性化につなげる産業別の取組**
- ✓ **排出量の見える化に関する取組**
- ✓ **その他**

ゼロカーボンの人づくり・地域づくり

他県条例の状況

環境教育の推進	○県は市町村と連携し、環境教育を推進（長野県） ○脱炭素化に係る環境学習の推進及び必要な支援の実施（滋賀県） ○府による環境教育推進の努力義務、「京都地球環境の日」の制定（京都府）
専門人材の育成	○県による専門知識または技術を有する人材育成の努力規定（滋賀県） ○教育研究機関は、地球温暖化の防止等に貢献する人材の育成を図る（京都府） ○県は、学校及び事業者と連携・協働して専門的な知識や経験を有する人材を育成及び支援（徳島県）
新たな事業の創出	○県による産業の育成及び振興の努力規定（滋賀県） ○事業者及び教育研究機関は、連携して環境技術及び産業を育成することの努力規定（京都府）
事業の健全な発展	○県は、まちづくりに当たり、「公共交通機関の利便性の増進」「都市機能の集約の促進」「エネルギーの効率的な利用の促進」「緑化の促進」に配慮（徳島県）
<参考> 道条例(現行) 地球温暖化の防止に関する理解の促進	○道は、地域社会等と連携して、環境に関する教育を推進し、子どもに対する学習機会等の創出に努める

○ 他県では、「**専門人材の育成**」や「**産業の育成**」などを規定。

地域経済の活性化につなげる産業別の取組

他県条例の状況（食産業・観光産業）

農水産業に係る排出量の削減に配慮した生産活動	○省エネ型エネルギー消費機器の使用、堆肥の施用等による農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出量の削減に配慮した生産活動の努力規定（滋賀県等）
地産地消	○農畜水産物の輸送に伴う温室効果ガスの排出量の削減を図るため、地産地消を積極的に行うよう努める（滋賀県）
食品ロスの抑制等	○県は、食品ロスの抑制及び減量促進ため、食品関連事業者、学校等に対し情報提供や普及啓発の実施（徳島県）
<参考> 道条例(現行) 本道を取り巻く温暖化防止の取組	○道は、道内で生産された農林水産物の積極的な消費を促進する努力規定

○ **食産業・観光産業**…他県では、農水産業に係る排出削減、食品ロス削減、地産地消、旅行者による排出抑制などを規定。

地域経済の活性化につなげる産業別の取組

他県条例の状況（エネルギー産業）

県の率先実施	○県は、再生可能エネルギー利用推進に関する取組を率先して行う（滋賀県等）
再生可能エネルギー等の利用等	○再生可能エネルギー等の積極的な利用及び有効利用、発電設備設置時の環境への配慮、水素エネルギーの利用の促進、地産地消（滋賀県）
<参考> 道条例(現行)率先実行	○道は、再生可能エネルギーの導入を図る努力規定

○ **エネルギー産業**…他県では、再生可能エネルギーへの転換・利用・地産地消などを規定。

他県条例の状況（循環産業）

前文	○気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対して世界中の自治体と協働して取り組む（長野県）
----	--

○ **循環産業** …他県では、廃棄物の排出削減、プラスチックの資源循環などを規定。

地域経済の活性化につなげる産業別の取組

他県条例の状況（林業・水産業）

藻場の再生等	○温室効果ガス排出抑制のため、藻場の再生、造成の努力義務（徳島県）
森林等による吸収作用の保全等	○県による森林のCO2吸収作用の理解促進、森林の適切な保全、整備、県内産木材の利用推進（滋賀県）
<参考> 道条例(現行) 森林の保全及び整備	○道民の理解促進のための情報提供

- **林業・水産業** …他県では、吸収源となる森林保全・整備や藻場の育成、木材の地産地消などを規定。

排出量の見える化に関する取組

他県条例の状況

県民の責務	○県民は、基本理念にのっとり、温室効果ガスの排出量削減等のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努め、県が実施する脱炭素化に関する施策に協力の義務（滋賀県等）
事業者の責務	○事業者は、基本理念にのっとり、温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努め、県が実施する脱炭素化に関する施策に協力の義務（滋賀県等）
エネルギー使用量の把握	○日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努める（滋賀県） ○温室効果ガスの排出の状況把握に努める（京都府）

- 他県では、温室効果ガス排出状況やエネルギー使用量の把握などの見える化を通じ、県民の意識の向上を図り、自主的な行動を促進し排出削減の取組に努めるよう規定。

その他（ゼロカーボンの基盤づくり等）の論点（検討イメージ）

① ゼロカーボンの人づくり・地域づくりについて

- ゼロカーボンに寄与する**専門知識や技術**を有する**人材の育成**などの**規定**を検討すべきではないか。
- **地域の資源を有効活用**した再エネの**地産地消**など**持続可能な地域システム**の推進などの**規定**が考えられる。

② 地域経済の活性化につなげる産業別の取組について

食・観光・エネルギー・林業・水産業など本道経済と関わりの深い**産業と脱炭素**を結びつけて取組を促すことで、**地域経済の活性化**と温暖化対策を同時に実現していく**規定**が考えられる。

③ 排出量の見える化に関する取組について

CO₂排出量の**見える化**により、意識改革や行動変容につなげ、道民一人ひとりの脱炭素化の理解促進と実践を図り、家庭や事業所における取組の促進などの**規定**が考えられる。

④ その他

- **広域分散・積雪寒冷**といった本道の**地域特性**に対応した**規定**が考えられる。

6. 事業者アンケート結果について

○事業者アンケートの集計結果

- 関連規定：温室効果ガス排出量報告制度
- 実施期間：R3.12.20～R4.1.28
- 対象：ゼロカーボン推進協議会（道経連、道商連、道同友会、道商工連など）会員事業者
- 照会項目：企業規模等、排出量の把握・公表・目標設定の状況、簡易な把握方法のニーズなど21項目
- 回答者：377事業者

アンケート結果（主なもの）

①年間原油換算エネルギー使用量の把握状況

- ・1,000kL未満 22.2%、1000～1,500kL 4.3%、1,500kL以上 29.9%、**未把握 43.6%**

②脱炭素化に向けた社会の捉え方

- ・「脱炭素化に向けた動きが加速していると感じている」が**7割**、「今後、事業をするうえで脱炭素化は必須」が**5割**

③温暖化対策としてどのような取組を行っているか・行いたい

- ・現在の取組では、省エネ機器や次世代自動車の導入が多く取り組まれ、今後行いたい取組では「**再エネ**」導入が大幅に増加した

④再エネへの関心/再エネの導入への課題・目標

- ・約**8割**が再エネ導入への関心を持っているが、**導入目標は設定しているのは約1割**

⑤温室効果ガス排出量（削減目標）の把握（設定）・公表

- ・温室効果ガス排出量について、「把握している」は約**4割**で、把握する方法が分からないことや**知識や時間不足が課題**

⑥取引先から温室効果ガスの排出の削減や目標設定の要請

- ・現時点では、事業者の約**9割**は温室効果ガスの削減等を求められたことはない

⑦レコーディングダイエット形式の温室効果ガス排出量削減への取組

- ・「**取り組みたい**」は約**8割**だったが、小規模企業では約**3割**が取り組みたいと思っていない
- ・取り組みたいと思っていない理由は「**レコーディングダイエットがわからない**」という意見が挙げられていた

⑧脱炭素社会の実現に向けた社会・経済の変化による貴社への影響

- ・「**プラス・マイナス両面の影響が考えられる**」が約**4割**、「**わからない**」が約**3割**

⑨脱炭素社会の実現に向けて、道に推進を期待するもの

- ・「**北海道の特徴や優位性を活かしたイノベーションの実現・展開**」が最も高く約**4割**
- ・「**わからない**」、「**本道の強みである新エネルギーを活用する事業者や立地の促進**」が約**2割**

○事業者アンケートの考察

温室効果ガス排出量制度の見える化（集計結果①、⑤、⑥、⑦対応）

- 自社の原油換算エネルギー使用量は約6割が把握しているが、温室効果ガス排出量を算定して把握しているのは約4割。把握する方法が分からないこと、知識や時間不足が課題。
- 取引先から温室効果ガスの排出削減や目標設定を約9割が求められたことがなく、レコーディングダイエットのような簡易な排出量削減手法は実施したいとの意見。

事業者の意識（集計結果⑧、⑨対応）

- 脱炭素社会に向けて社会・経済の変化による影響では、「プラス・マイナス両面の影響が考えられる」や「わからない」の回答が約7割。
- 道に推進を期待するものでは、「北海道の特徴や優位性を活かしたイノベーションの実現・展開」、「わからない」が約2割ずつだった。

再エネ導入（集計結果②、③、④対応）

- 事業者は脱炭素化に向けた動きを感じており、温暖化対策として省エネ機器や次世代自動車の導入に取り組んでいる。
- 特に再エネ導入への関心は高く、今後取り組みたいと考えているが、導入コストなどの課題が挙げられた。なお、大半の事業者は再エネの導入目標の策定までは至っていない。

道内事業者・地域・市町村

条例の見直しへの検討に際し、幅広く意見を聴取するため、道内の**経済団体、エネルギー関連団体、条例の規制を受ける団体、道内市町村や各地域の主要産業の関連団体**と意見交換会を実施

○ 実施方法

各団体事務所や道内6地域を訪問し、条例改正の概要や論点について説明し、広く意見を伺う。

○ 実施期間

5月～6月

○ 実施対象団体

○ 経済団体

北海道経済連合会、北海道経済同友会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会

○ エネルギー関連団体

北海道石油業協同組合連合会、北海道燃料団体連合会、北海道LPガス協会、日本ガス協会北海道部会

○ 条例の規制を受ける団体

- ・家電 北海道電機商業組合
- ・運送 北海道トラック協会、北海道バス協会、北海道ハイヤー協会
- ・自動車販売 日本自動車販売協会連合会北海道ブロック協議会
- ・レンタカー 札幌レンタカー協会
- ・駐車場 札幌駐車協会、道の駅北海道ブロック協議会
- ・建築事業者 北海道建築士会、北海道建設業協会
- ・建築販売・賃貸 北海道宅地建物取引業協会、全日本不動産協会北海道支部
- ・小売電気事業者 北海道電力、北海道ガス

○ 開催地と参集範囲

- 札幌市、旭川市、函館市、釧路市、帯広市、室蘭市
(6圏域を基本として地域特性や主要産業を勘案して選定)

- ・管内の市町村の一部
- ・経済・産業団体（商工会議所、農林水産団体など）
- ・条例規定に関わる者（自動車や家電、建築など）
- ・影響を受ける産業者（石油、ガスなど）
- ・温暖化対策関係者（新電力事業者、消費者など）

8. スケジュールについて

<想定スケジュール>

年度月	R3 10	12	R4 1	4	5	6	7	~	R4年度内
道議会			委員会報告 (計画素案)					委員会報告 (条例素案)	成立
条例の見直し	審議会 諮問 総論 幅広い議論		各論 排出量報告制度、ライフスタイル、自動車、建築、再エネ、森林保全、啓発・顕彰、適応などの規定のあり方 (庁内調整)					審議会 答申 まとめ 答申案 取りまとめ	環境 審議会 報告
幅広い丁寧な議論		若者との意見交換	事業者アンケート	団体等との意見交換	地域との意見交換	市町村との意見交換		(パブコメ) (法令審査)	(普及啓発)

※今後の審議等の状況に応じ見直しあり

- 次回は、これまでのご議論や意見交換を踏まえた、条例骨子のたたき台をご議論いただきたい。
- 論点などに関するご質問・照会には、メール等で随時ご対応・共有させていただきます。